

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案要  
綱

第一 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正（本則関係）

一 題名の改正（題名関係）

法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めること。

二 施行期日の改正（整備法附則第一条関係）

整備法は、一部の規定を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 その他（附則関係）

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 所要の規定の整備を行うこと。

(注) 整備法 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年

法律第百八号)